

2021年2月4日

新型コロナウイルス感染症への対応について（第8報）

公益社団法人九州機械工業振興会では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染機会の抑制および職員等の安全確保のため、以下のとおり対応することといたしました。

【対応の概要】

1. 感染予防・感染拡大防止の徹底について

（1）日常の感染予防対策

- ①手洗い・アルコール等の手指消毒を徹底する。
- ②咳やくしゃみをするときに、マスクやティッシュ・ハンカチや袖を使って、口や鼻を押さえる。
- ③バランスの良い食事を摂り、睡眠時間を十分に確保する等の規則正しい生活を送る。
- ④体調が悪い時には出勤しないこととする。
- ⑤業務中はマスクを着用して業務に遂行する。

（2）特定の職員に対する配慮

- ①重症化のおそれのある持病を持つ職員に対し配慮する。

2. 教育研修事業について

（1）クレーン関係（クレーン・玉掛け）講習会

受講者の資格取得等の機会を考慮し、感染防止、感染拡大防止の観点からできる限りの対策（各講習会での人数制限、アルコール消毒の配備、研修室の換気、体温計の配備等）を行ったうえで、現時点では予定通り実施する。ただし、今後の状況変化を慎重に見極め、必要に応じて延期もしくは中止の検討をすることとする。

（2）非破壊検査技術者講習会

受講者の資格取得等の機会を考慮し、感染防止、感染拡大防止の観点からできる限りの対策（各講習会での人数制限、アルコール消毒の配備、研修室の換気、体温計の配備等）を行ったうえで、現時点では予定通り実施する。ただし、今後の状況変化を慎重に見極め、必要に応じて延期もしくは中止の検討をすることとする。

3. 材料試験事業について

顧客等の感染拡大防止の観点からできる限りの対策を行ったうえで、現時点では通常通りの業務を行うが、試験の立会については当面の間ご遠慮いただく。また、今後の状況変化を慎重に見極め、必要に応じて受付の簡素化等の検討を行う。

4. 機械加工事業について

顧客等の感染拡大防止の観点からできる限りの対策を行ったうえで、現時点では通常通りの業務を行う。ただし、今後の状況変化を慎重に見極め、必要に応じて部外者の立ち入りを制限する等の検討を行う。

5. 感染した場合（感染が疑われる場合）の対応について

（1）体調が悪い場合

熱が37.5℃以上ある場合または全身の倦怠感または咳等の呼吸器症状のある職員は出勤を見合わせる。（勤務中に体調悪くなった場合も同様とする。）

（2）職員等の感染または感染が疑われる場合

職員等が感染していることが判明した場合もしくは感染の疑いありと診断された場合や濃厚接触者と指定された場合は、行政機関等の指示に従う。

6. 職員への対応について

(1) 休業について

- ①期間は1月15日(金)～3月7日(日)までとする。(緊急事態宣言が解除されるまで)
- ②営業時間は通常通りとする。(8:30～17:00)
- ③全職員を対象に輪番制において5割程度の抑制を目指し1日、半日もしくは時間単位で休業する。
- ④休業中の受注については、要相談とする。

(2) その他の対応について

- ①可能な限り時差出勤を行う。
- ②極力20時以降の勤務を抑制する。

7. 来会者の対応について

- (1) マスク未着用者の来会については原則禁止とする。マスク未着用での来会は事前連絡とする。
- (2) 対面による現金の受け入れを中止し、原則振り込みによる対応のみとする。

【対応期間】

2021年1月14日(木) ～ (当面の間)

※諸般の状況を鑑みて対応してまいります。

【今後について】

当会は今後も社内外への感染被害抑止と職員等の安全確保を最優先に適宜必要な対応を実施してまいります。関係者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。